

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和4年3月

国土交通省住宅局
安心居住推進課

住宅セーフティネット制度における居住支援

令和4年3月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

住宅局安心居住推進課

住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数 1, 9 8 8 件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40～49% ○30～39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位（%）	第2位（%）	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

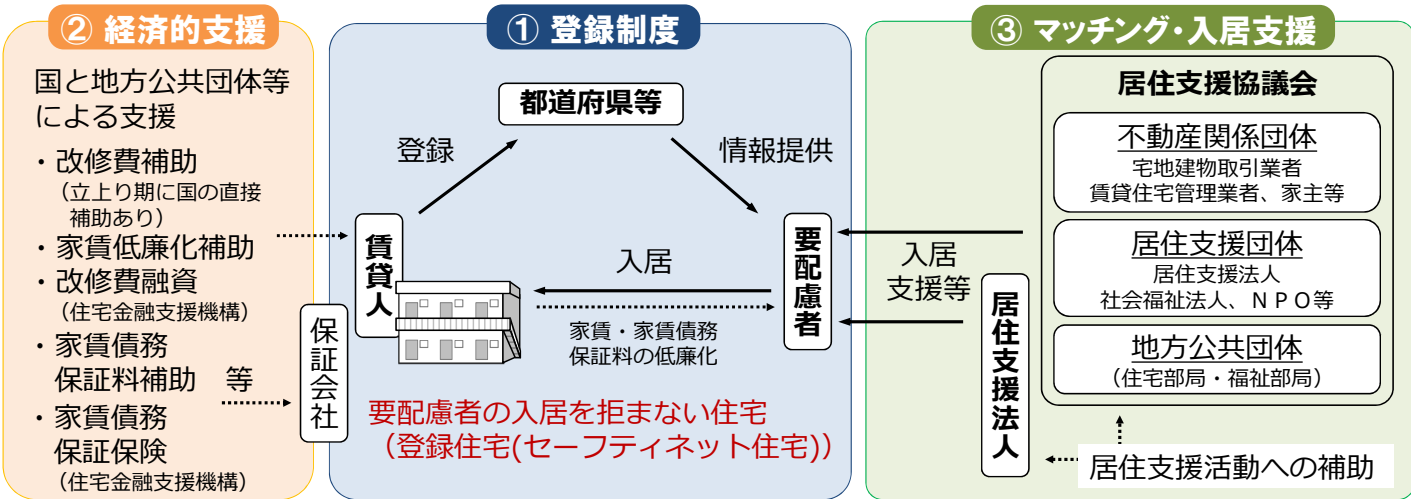
住宅セーフティネット制度の概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

⇒ 『居住支援』

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者等、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

登録基準

○ 規模

- ・床面積が一定の規模以上であること
 - ※ 各戸25㎡以上
ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上
 - ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

○ 構造・設備

- ・耐震性を有すること
(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)
- ・一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

○ 住宅全体

- ・住宅全体の面積
 $15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上
(N:居住人数、 $N \geq 2$)

○ 専用居室

- ・専用居室の入居者は1人とする
- ・専用居室の面積
9㎡以上（造り付けの収納の面積を含む）

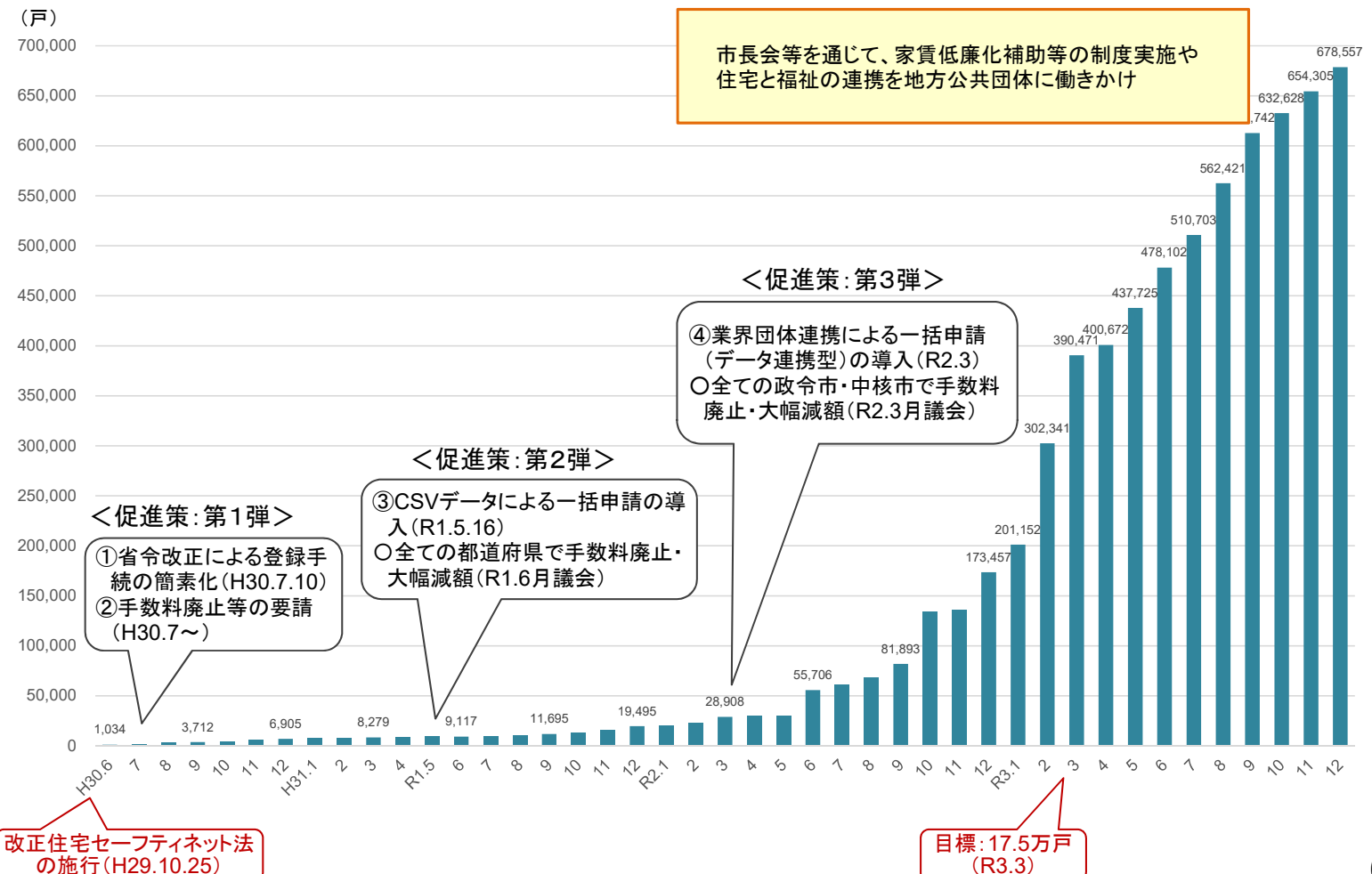
○ 共用部分

- ・共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室（場）、浴室又はシャワー室を設ける
- ・便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

5

セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R3.12)※月末時点



6

セーフティネット住宅(専用住宅)への経済的支援の概要・実施見込み

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

事業主体等	大家等
補助対象工事	①共同居住用住居への用途変更・間取り変更、②バリアフリー改修(外構部分含む)、③防火・消火対策工事、④子育て世帯対応改修、⑤耐震改修、⑥「新たな日常」に対応するための工事、⑦居住のために最低限必要と認められた工事、⑧居住支援協議会等が必要と認める改修工事
補助率・補助限度額	【補助金】：国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】：国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助) ※国費限度額はいずれも50万円/戸 (①②③④⑤を実施する場合、補助限度額を50万円/戸加算) (②でエレベーターを設置する場合、補助限度額を15万円/戸加算) (④で子育て支援施設を併設する場合、補助限度額を1,000万円/施設加算)
入居者要件等	家賃水準について一定要件あり(特に補助金は公営住宅に準じた家賃)
その他	要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用住宅として登録された住宅)

事業主体等	I 大家等	II 家賃債務保証会社等
補助対象	I 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸) ※I及びIIの国費の総額が240万円を超えない範囲で一定の柔軟化が可能	II 入居時の家賃債務保証料等 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入(月収15.8万円以下)及び補助期間(Iは原則10年以上等)について一定要件あり	

※「登録住宅」と「専用住宅」

- ・登録住宅：住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録した住宅
- ・専用住宅：登録住宅のうち住宅確保要配慮者専用住宅として登録した住宅
(複数の属性の住宅確保要配慮者を入居対象者として設定可能)

■令和3年度の補助事業実施見込み自治体

※R3.9アンケート等により確認

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
北海道	札幌市	◎	◎	◎
北海道	網走市	◎	◎	◎
北海道	音更町	◎	◎	◎
青森県	十和田市	◎	◎	◎
岩手県	花巻市	◎	◎	◎
宮城県	大崎市	◎	◎	◎
山形県	(県)	◎	◎	◎
山形県	山形市	◎	◎	◎
山形県	鶴岡市	◎	◎	◎
山形県	南陽市	◎	◎	◎
山形県	大石田町	◎	◎	◎
山形県	舟形町	◎	◎	◎
山形県	白鷹町	◎	◎	◎
福島県	(県)	◎	◎	◎
福島県	いわき市	◎	◎	◎
福島県	石川町	◎	◎	◎
栃木県	栃木市	◎	◎	◎
群馬県	前橋市	◎	◎	◎
埼玉県	さいたま市	◎	◎	◎
千葉県	千葉市	◎	◎	◎
千葉県	船橋市	◎	◎	◎
東京都	(都)	◎	◎	◎
東京都	墨田区	◎	◎	◎
東京都	世田谷区	◎	◎	◎
東京都	豊島区	◎	◎	◎
東京都	練馬区	◎	◎	◎
東京都	八王子市	◎	◎	◎
東京都	府中市	◎	◎	◎
神奈川県	横浜市	◎	◎	◎
静岡県	長泉町	◎	◎	◎
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
愛知県	岡崎市	◎	◎	◎
京都府	京都市	◎	◎	◎
京都府	宇治市	◎	◎	◎
大阪府	(府)	◎	◎	◎
兵庫県	(県)	◎	◎	◎
兵庫県	神戸市	◎	◎	◎
兵庫県	姫路市	◎	◎	◎
兵庫県	神戸河	◎	◎	◎
和歌山県	(県)	◎	◎	◎
和歌山県	(県)	◎	◎	◎
鳥取県	鳥取市	◎	◎	◎
鳥取県	米子市	◎	◎	◎
鳥取県	倉吉市	◎	◎	◎
鳥取県	南部町	◎	◎	◎
岡山県	倉敷市	◎	◎	◎
徳島県	(県)	◎	◎	◎
徳島県	東みよし町	◎	◎	◎
福岡県	福岡市	◎	◎	◎
福岡県	(県)	◎	◎	◎
鹿児島県	薩摩川内市	◎	◎	◎
鹿児島県	徳之島町	◎	◎	◎
沖縄県	那覇市	◎	◎	◎
計		31	37	25

◎：社説又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施
○：都府県単費による支援(市区町村への補助)を実施

令和3年9月時点の調査では、セーフティネット住宅の改修費が31団体、家賃低廉化等※が43団体で補助事業を実施見込み。

※家賃低廉化37団体+家賃債務保証料低廉化のみ実施6団体

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 111協議会が設立(令和3年12月31日時点)

○ 都道府県(全都道府県)

○ 市区町(66市区町)

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

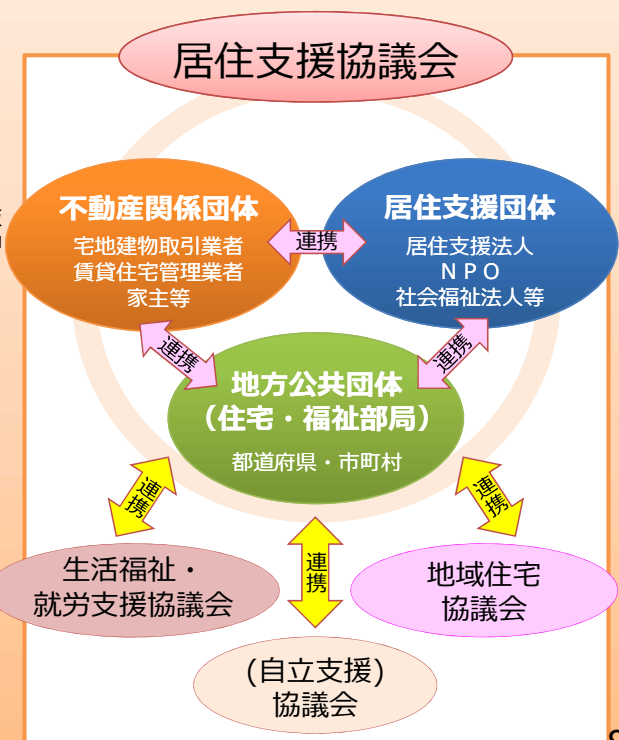
- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

〔令和4年度予算案〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業(11.1億円)の内数



居住支援協議会の設立目標

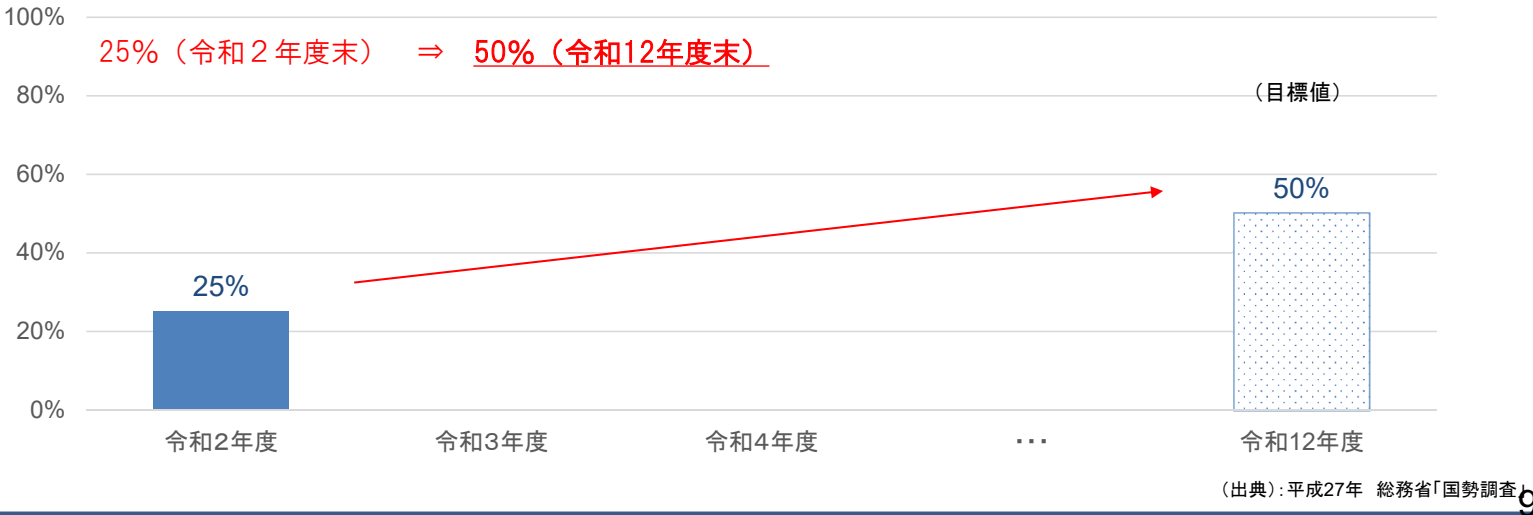
居住支援協議会の設立状況

111協議会が設立（R3年12月31日時点）

○都道府県（全都道府県）
○区市町（66区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、中間市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】



居住支援協議会の位置づけについて

- 居住支援協議会の構成員・活動内容等について、明確な決まりはありません。
- 居住支援協議会は、**それぞれの地域に適した形で組織・活動することが重要**です。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）

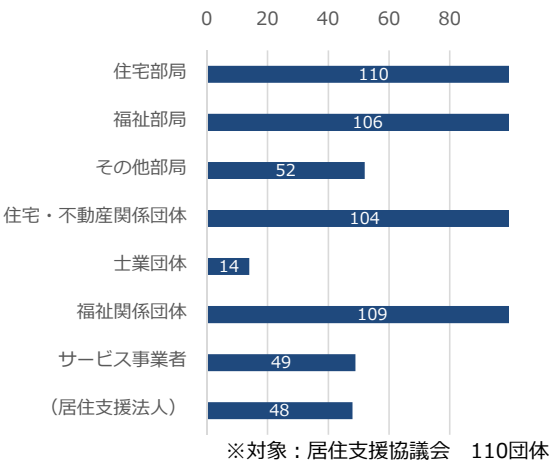
第6章 住宅確保要配慮者居住支援協議会
(住宅確保要配慮者居住支援協議会)

第51条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。)、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「支援協議会」という。)を組織することができる。

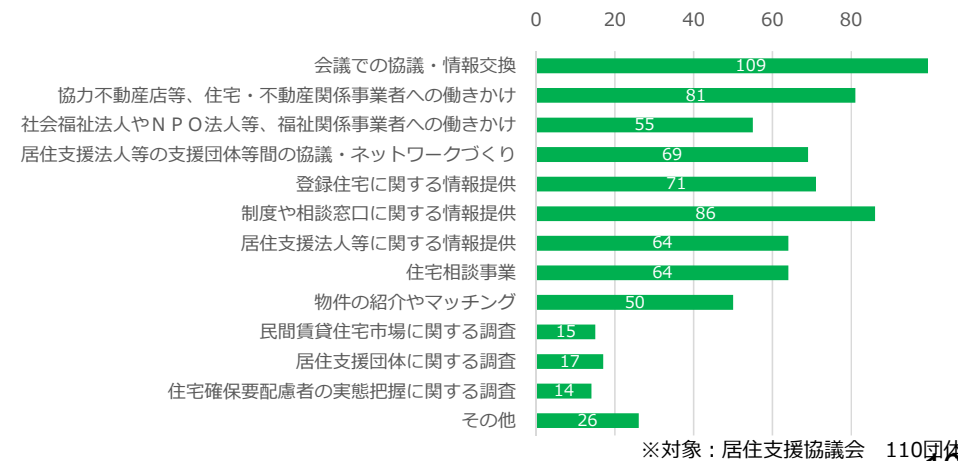
2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。

居住支援協議会の構成員



協議会の活動内容



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

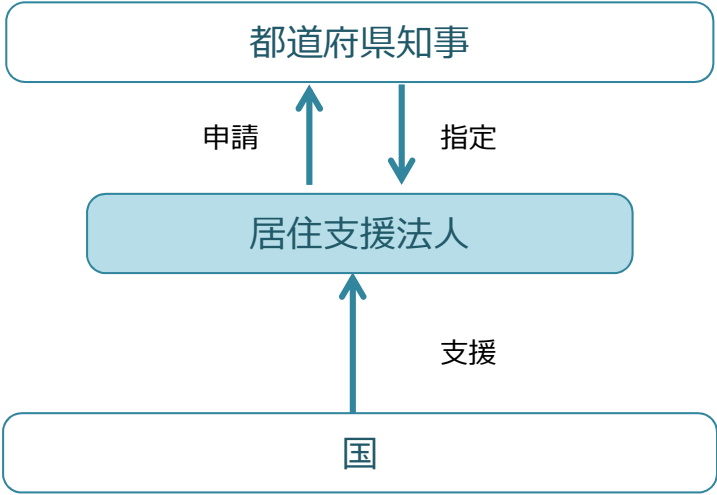
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附随する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



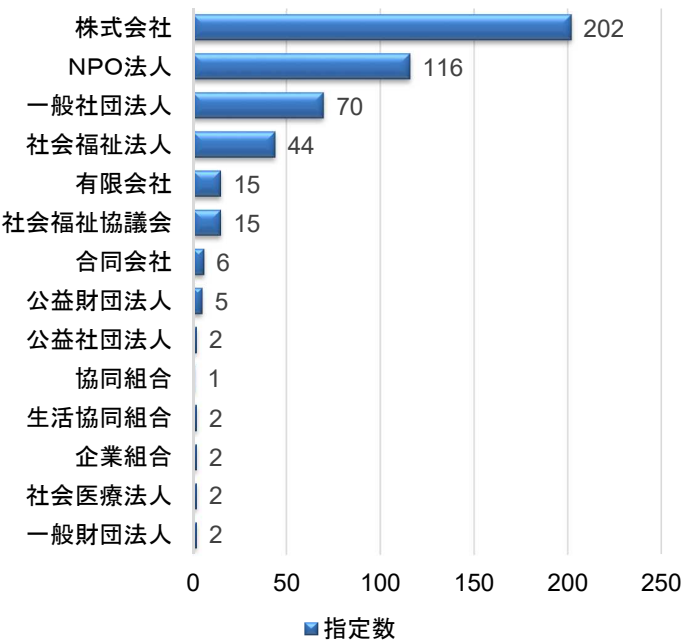
● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R4年度予算案] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.1億円）の内数

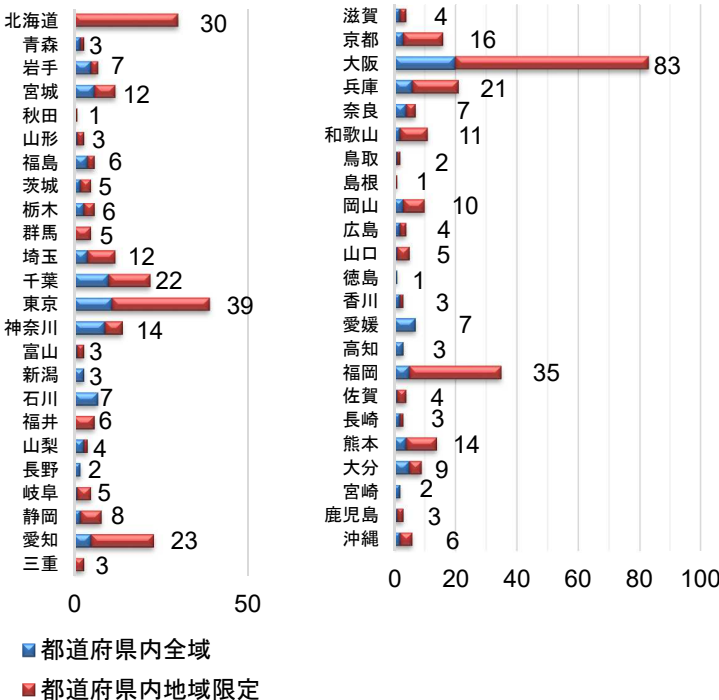
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 484法人が指定（R3.12.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約66%）
- 都道府県別では、大阪府が83法人と最多指定

■ 法人属性別



■ 都道府県別



居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低額所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸（福岡）

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンズ（東京）

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣

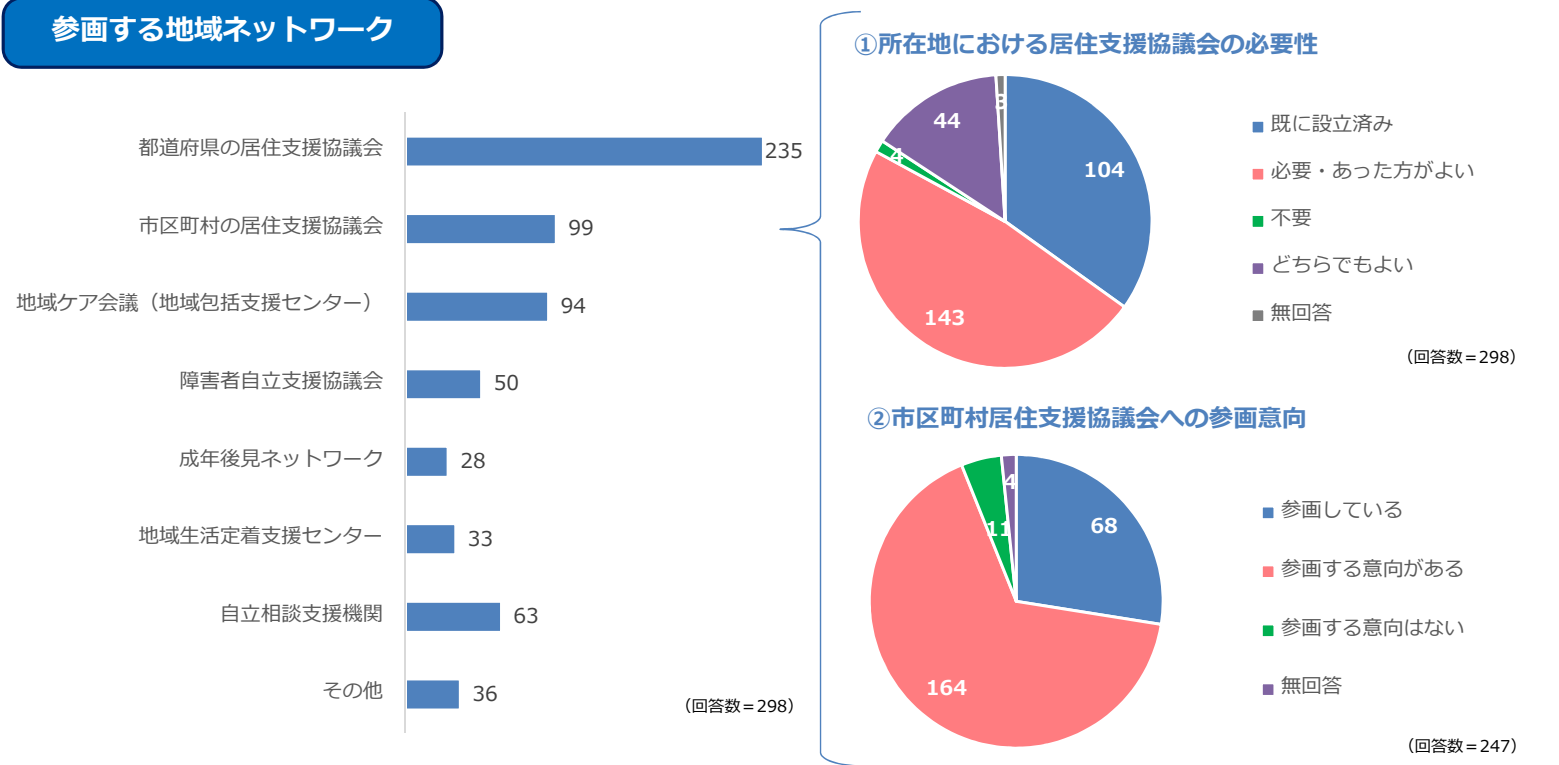
⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

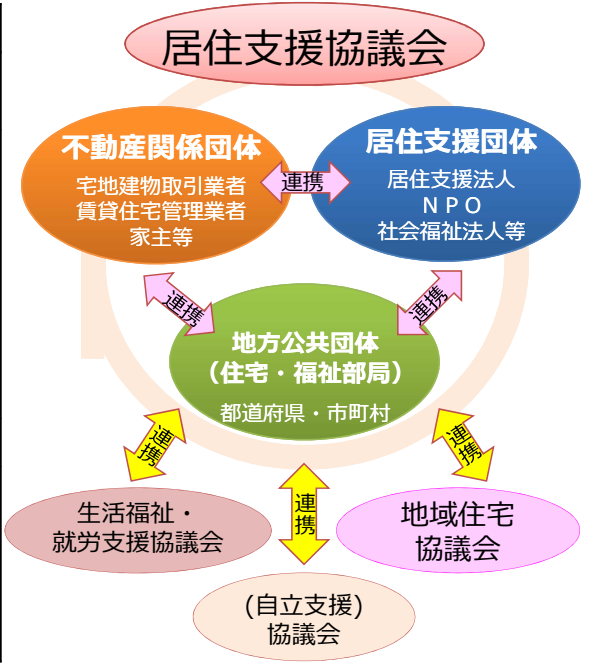
【国交省アンケート結果】居住支援法人の地域ネットワーク

- 多くの居住支援法人が都道府県の居住支援協議会へ参画している。
- 市区町村の居住支援協議会に参画する居住支援法人は全体の半数程度だが、設立済みの市区町村においては、殆どの居住支援法人が参画している。また、未設立の市区町村においても、設立を必要とする意見が多い。



居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、 アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は12,000千円/協議会等 ）



- 居住支援協議会**
 - ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
 - ・設立状況；111協議会（全都道府県・66市区町）が設立（R3.12.31時点）
- 居住支援法人**
 - ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
 - ・設立状況；484者（47都道府県）が指定（R3.12.31時点）
- 下線部**は令和3年度補正予算における拡充事項15

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

- 子ども家庭局長
- 社会・援護局長
- 障害保健福祉部長
- 老健局長

<国土交通省>

- 住宅局長

<法務省>

- 矯正局長
- 保護局長
- ※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

開催状況

- 第1回連絡協議会（令和2年8月3日開催）
- 第2回連絡協議会（令和3年6月22日開催）

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会（日管協）
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）
- ・公益社団法人 全日本不動産協会（全日）

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

住まい支援の国・地方の連携体制のイメージ

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等の住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**全国・地方ブロック・都道府県・市区町村の4層の圏域ごとに、福祉分野・住宅分野等の緊密な連携が必要。**
- 従来から構築された関係3省と関係団体の分野ごとの情報伝達・協議を行う連絡調整により、4層の方向性を合わせる必要。

住まいの連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省及び法務省の関係7部局並びに関係15団体による**情報共有や協議**。(令和2年8月に開催)
- 全国のそれぞれの分野のトップクラスが一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら今後の対応の方向性を確認。

居住支援協議会等に係る情報交換会

- 地方厚生局及び地方整備局、地方更生保護委員会**による**情報共有や協議**。
- 地方ブロック単位の3省の行政担当者が一堂に会して、現状を共有し、共通理解に基づき、連携しながら都道府県や市区町村の取組を支援。

都道府県居住支援協議会

- 都道府県の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 県内の関係者と取組を共有し、市区町村協議会の設立・活動支援、SN住宅登録や居住支援法人指定の促進に向けた住宅SN制度の普及・啓発等の実施。

市区町村居住支援協議会

- 市区町村の福祉部局・住宅部局、不動産関係団体、居住支援団体等による**情報共有や協議**。
- 民間賃貸住宅の賃貸人(貸し手)の不安の払拭を含めた、個別の住宅確保要配慮者(借り手)への居住支援を実施。

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

3省の行政分野ごとの連絡調整

関係組織ごとの連絡調整

17

地方支分部局における三省連携(令和3年3月現在)

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、刑余者等のうち、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**地方厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

各地方支分部局間の連携会議

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携して、**居住支援協議会の体制構築や運営にあたってのハードルの洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等**を図る。

- 東北地方整備局 ⇄ 東北厚生局 【H31.1～:計3回】
- 東北地方整備局 ⇄ 東北厚生局 ⇄ 東北地方更生保護委員会
⇄ 仙台矯正管区 【R3.1～:計1回】
- 関東地方整備局 ⇄ 関東信越厚生局 【H29.6～:計4回】
- 中部・北陸地方整備局 ⇄ 東海北陸厚生局 ⇄ 中部地方厚生保護委員会
⇄ 名古屋矯正管区 【H29.9～:計8回】
- 近畿地方整備局 ⇄ 近畿厚生局 【H29.9～:計3回】
- 中国地方整備局 ⇄ 中国四国厚生局 【H30.10～:計2回】
- 四国地方整備局 ⇄ 四国厚生支局 ⇄ 法務部局 【R2.7～:計1回】
- 九州地方整備局・沖縄総合事務局 ⇄ 九州厚生局 【H30.8～:計3回】
- 九州地方整備局・沖縄総合事務局 ⇄ 九州厚生局
⇄ 九州地方更生保護委員会 【R2.10～:計2回】

居住支援関連会議への共同参加等

<令和2年度の主な実績>

- ・第1回新潟県における居住支援協議会に係る勉強会 ※延期
【北陸地方整備局、関東信越厚生局、新潟県主催:北陸】 (R3.1)
- ・北海道居住支援協議会 【北海道開発局、北海道厚生局】 (R3.1)
- ・静岡県居住支援協議会 【中部地方整備局、東海北陸厚生局】 (R3.2)
- ・岐阜市居住支援交流セミナー
【中部地方整備局、東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、名古屋矯正管区】 (R3.2)
- ・香川県居住支援協議会
【四国地方整備局、四国地方厚生局、法務部局】 (R3.2)
- ・勉強会 ※予定 【沖縄県、九州厚生局、沖縄総合事務局】 (R3.3)

各地方支分部局開催会議への相互参加事例

<令和2年度の主な実績>

- ・札幌管内刑務所出所者等就労支援事業協議会及び刑務所出所者等就労支援推進協議会
【札幌保護観察所主催:北海道】 (R2.10)
- ・認知症セミナー 【厚生局主催:四国】 (R2.11)
- ・居住支援に係る3省連携勉強会 【整備局主催:関東】 (R2.11)
- ・さいたま新都心意見交換会 【厚生局主催:関東】 (R2.12)
- ・第1回九州厚生局地域共生セミナー 【厚生局主催:九州】 (R2.12)
- ・住まい支援の連携強化の推進に向けての意見交換会
【北海道開発局主催:北海道】 (R3.1)
- ・若年性認知症担当者連絡会議 【厚生局主催:四国】 (R3.2)

市区町村への個別訪問等

地方整備局と地方厚生局が連携して、希望する市区町村に直接伺い、**地域のすまいづくりの課題についての意見交換・情報交換や、居住支援協議会等へのヒアリングを実施。**

- 北海道開発局
・札幌市に実施
- 東北地方整備局、東北厚生局
・横手市に実施
- 関東地方整備局、関東信越厚生局
・7市、1村、5区に実施
- 北陸地方整備局、中部地方整備局、東海北陸厚生局
・延べ12市に実施
- 中国地方整備局、中国四国厚生局
・2市に実施
- 九州地方整備局、九州厚生局
・政策クラフトルーム(H30年度)において、4市1町と意見交換(3回実施)
・政策クラフトルーム(R元年度)において、2県3市1町と意見交換(2回実施)

18

居住支援の促進に関する取組一覧(令和3年度)

自治体支援・連携

～各団体の有する活動の／ノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R 2 年度は、居住支援法人の指定数が少ない都道府県と意見交換会を実施。
- R 3 年度は、各地域において自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、地域における居住支援体制を検討する意見交換会を開催予定。

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催。
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施。

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助
- R 3 年度より自治体の福祉・住宅部局が連携し、住まいに関する相談を福祉の相談と合わせてワンストップで受ける総合相談窓口等の体制づくりをモデル的に行う地方公共団体に対しても新たに支援

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハズオン支援を実施
- R 2 年度は 3 自治体を採択、R 3 年度も 8 自治体を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援予定

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成。
- HP等を通じて、各自治体へ紹介している。

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信（約1,900アドレス）

■居住支援法人研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハズオン支援を実施